

京都市告示第557号

地方自治法第百七十二条第四項の規定に基づき、令和8年1月1日付けて会計管理者から次の出納員に、口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事務を委任します。

令和7年12月17日

京都市長 松井孝治

委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

出納員の職名	口座により収納する歳入の種類
保健福祉局	
福祉のまちづくり推進室	生活保護扶助費返還金収入
保護課長	

(会計室)